

# 大きく変わる知的財産権の取り扱い

官公需における知的財産権

—著作権は印刷会社の大切な財産です—



全日本印刷工業組合連合会

## はじめに

全日本印刷工業組合連合会（以下、全印工連）と全日本印刷産業政治連盟（以下、全印政連）が予てより要望していた官公需取引における著作権の適切な取り扱いについて、平成 29 年 7 月 25 日の閣議で決定された「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下、平成 29 年度基本方針）<sup>※1</sup>」で新たに講ずる主な措置として、「**知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする**」が加わりました。（P6 [巻末資料①](#)参照）

全印工連と全印政連の官公需活動の大きな成果である<sup>※2</sup>この措置は、印刷会社の大切な財産である著作権等の知的財産権や中間生成物の所有権の適切な取り扱いについて、国が一定の指針を示したものといたえますが、発注者である官公庁と受注者である印刷業者が、共通理解の上に推進していかなければ実効性を得ないものといえます。

全印工連では、基本方針における知的財産権の取り扱いを積極的に周知・啓発するため本パンフレットを作成しました。このパンフレットが受発注者双方の官公需や一般の商取引における著作権の理解を深め、基本方針の実効性を高める一助になれば幸いです。

※1 国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、『官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律』（官公需法）に基づき、毎年、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする『中小企業者に関する国等の契約の基本方針』を毎年、閣議決定して公表しています。閣議決定後は官公需法第 5 条第 1 項の規定に基づき各府省大臣等に対し、「契約の方針」の作成を依頼し、同時に官公需法第 8 条に基づき都道府県知事、市町村長等約 1,800 カ所に対し、「基本方針」に準じた措置を実施するよう、経済産業大臣名による要請文書を発出します。（P9 [巻末資料②](#)参照）

※2 全印工連・全印政連が自由民主党中小印刷産業振興議員連盟（会長 中曽根弘文参議院議員）に提言し実現したものです。全印工連・全印政連では、官公需取引に関し、①中小企業者に関する国等の契約の基本方針の徹底遵守、②低価格競争防止策の導入、③財産権の保護、の 3 つの要望を提出し、3 つ目の財産権の保護について、経済産業省がコンテンツ産業強化対策支援事業（全印工連が事業を受託）を行って実態把握に努めつつ、知的財産権の適切な取り扱いの検討を進めた結果、29 年度基本方針に反映されたものです。

「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（7 月 25 日閣議決定）

「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」

（知的財産権の取り扱いの明記）

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

〈下線部分が 29 年度基本方針に盛り込まれた内容〉

文書全文については下記参照

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/170725houshin2.pdf>

# 平成 29 年度基本方針

～大きく変わった知的財産権の取り扱い～

平成 29 年度の「基本方針」では、新たな取り組みとして、全印工連が以前から要望していた知的財産権の財産的価値について留意する内容が次のとおり盛り込まれました。

## (1) 「知的財産権の無償譲渡・利用」の適正化

権利の無償譲渡・利用

適正化

財産的価値に配慮

著作権を含む知的財産権は、納品する印刷物に係る所有権とは別の財産的価値を有しているにも係わらず、譲渡・利用が無償で行われているという実態があります。

今回の基本方針では、仕様書・契約書から「(著作権を含む知的財産権を) 無償で譲渡・利用する」旨の記載を削除し、著作権等の知的財産権の財産的価値に配慮した契約内容とするよう発注者に求めています。

## (2) 「知的財産権の利用範囲の特定 (明確化)」

不明確な権利範囲

適正化

権利範囲の明確化

官公需取引においては、著作権を含む知的財産権の譲渡にあたり、ほとんどの場合、利用目的や期間等が仕様書等で明確化されておらず、利用範囲が特定されていません。

今回の基本方針では、仕様書・契約書等で、譲渡対象の知的財産権の具体的な利用目的、利用媒体、数量、利用期間等を予め特定することで、受注者が譲渡する知的財産権の財産的価値の算定を可能にし、また、譲渡した権利の処理に関するトラブルを未然に防ぐよう求めています。

### 所有権と著作権

著作権は、思想又は感情を創作的に表現した無体物です。所有権は有体物に対する権利です。例えば書店で書籍を購入した場合、書籍の所有権は書店から買主に移転しますが、そのコンテンツの著作権は買主に譲渡されずに著作権者にとどまり、書籍を購入したからといってコンテンツを勝手に利用することはできません。著作権と所有権はまったく別の権利です。

### (3) 一律の権利譲渡の見直しと二次的活用の促進

一律の権利譲渡

適正化

譲渡・利用範囲の検討

実際の取引では、調達目的の達成のために著作権等の知的財産権を譲渡させることが本当に必要なのか十分に検討されずに、一律に譲渡が要求されています。

本当にその案件で権利譲渡が必要なのかを十分に検討することにより、調達コストの削減や著作物の二次的活用の促進が図られます。また、コンテンツ振興法<sup>\*3</sup>に基づく、調達目的に不要な著作権等の知的財産権を受注者に残すコンテンツ版バイ・ドール契約の活用により、受注者の著作物制作に係るインセンティブの向上およびコンテンツの活用推進が期待されています。

(事例) 愛媛県今治市では、印刷会社が制作したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことにより、キャラクター関連商品の販売活動や、着ぐるみによるイベント出演など市のPRに大いに役立てています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、行政目的で利用することも可能としています。



※3 コンテンツ振興法

正式名称 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律  
(国の委託等に係るコンテンツに係る知的財産権の取扱い)

第二十五条

国は、コンテンツの制作を他の者に委託し又は請け負わせるに際して当該委託又は請負に係るコンテンツが有効に活用されることを促進するため、当該コンテンツに係る知的財産権について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その知的財産権を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。

- 一 当該コンテンツに係る知的財産権については、その種類その他の情報を国に報告することを受託者等が約すること。
- 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- 三 当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

## (4) 印刷用データ等の取り扱い

印刷用データ等の中間生成物を、印刷物と併せ無償で求められる例が多く見受けられます。これは、

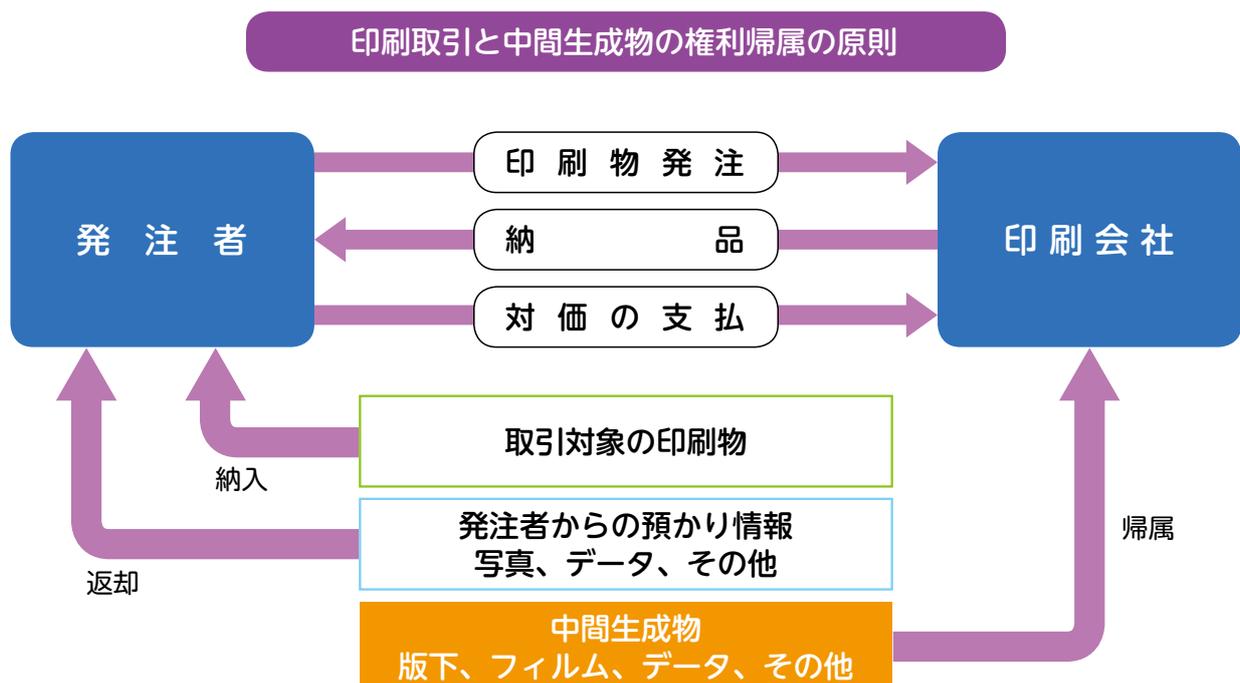
- ・著作権の譲渡により、印刷用データ等の中間生成物の所有権も発注者側に当然に譲渡されるという**錯誤**
- ・発注者が経費を負担して成果品（印刷物）を作成するのだから、印刷用データ等の中間生成物も発注者に所有権があるという**誤解**

による、官公需印刷発注独特の商取引といえます。

従来の判例では印刷用データ等の中間生成物は印刷会社が所有権を有するものであり<sup>※4</sup>、印刷用データ等の中間生成物の譲渡契約については印刷契約とは別の契約をするべきものと言えます。

経済産業省では、著作権等の知的財産権と同様に、印刷用データ等の中間生成物の譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は、対象となる印刷用データ等の中間生成物の具体的な利用目的等を仕様書等の書面に明記し、その財産的価値の算定を可能にするよう啓発しています。（P6 [巻末資料①](#)参照）

※4 平成13年7月9日東京地裁判決では、出版社が印刷会社に対し、印刷会社が製版フィルムを破棄してしまったことにより被った損害の賠償を求めた事案において、製版フィルムは印刷工程において印刷物完成のために作成される中間生成物であるとして印刷会社に所有権が帰属することを認めています。



出典：「印刷の契約」と「著作権」（全日本印刷工業組合連合会）

# 知的財産権の保護に向けて今後取り組むべきこと

## (1) 発注者+受注者 考え方の共有

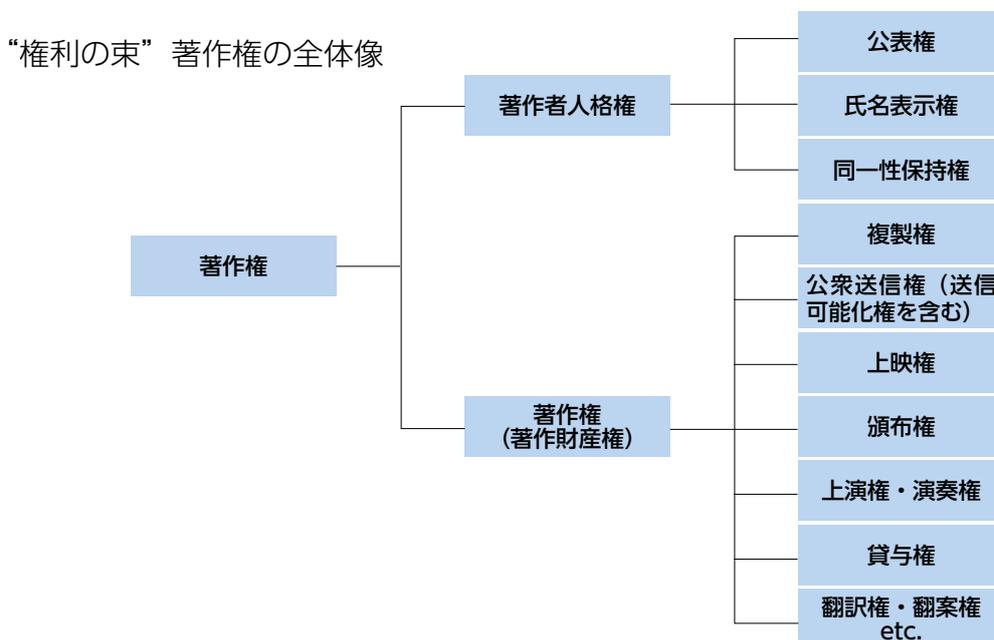
知的財産権の健全な保護に向けて、発注者、受注者が定期的に意見交換を行い、著作権等の知的財産権の財産的価値の算定や権利処理に関して、しっかりと考え方を共有することがトラブルを未然に防ぐことになると考えられます。地方公共団体と印刷工業組合が、定期的に意見交換を行い、官公需における印刷物の適切な受発注に取り組む例が増えてきています。

(事例) 秋田県では平成29年4月から著作物を含む印刷物の納品について、「受注した印刷物に県以外の者が権利を有する写真、イラスト等の著作物を使用した場合は、成果品の納品時に、著作物の出典、利用にあたっての禁止事項等を明示した書面を提出」するよう求め、印刷物の中にある著作物の権利を明確化する取り組みが行われています。これは秋田県印刷工業組合と県担当者との継続的な話し合いによる大きな成果です。(http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3057参照)

## (2) 印刷会社としての適切な対応

印刷会社は、日頃の業務で、写真、イラスト、テキスト、デザインなど多くの著作物（著作権）を取り扱う、いわば著作権のスペシャリストでなければなりません。また、印刷業務は自社で製作する著作物の他に外部のデザイナー、写真家の著作物を利用し、加工、付加価値をのせ、顧客に提供するという、著作権を適正にコントロールする知識が求められます。

これからは、著作権を確実に管理・処理できるという信用と信頼の上に立った企業になることが必要です。「お客様のため」は最終的に「自社のため」と同義語です。

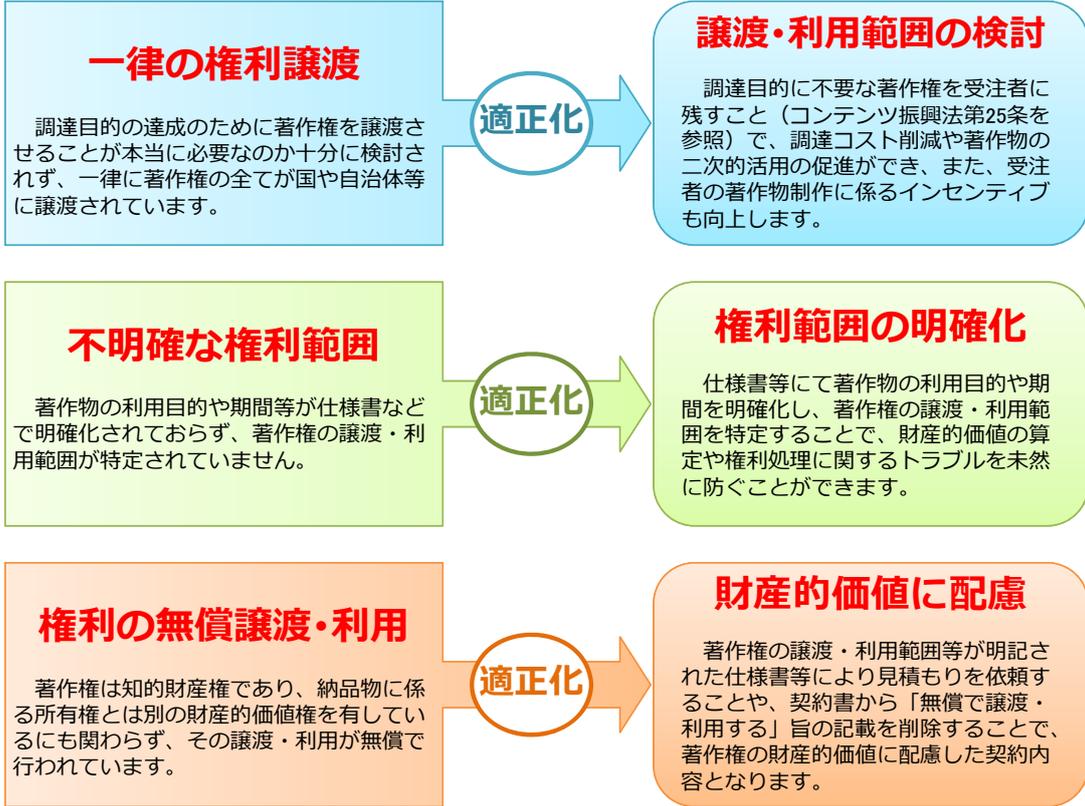


経済産業省発行：啓発チラシ「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」表面



官公需における印刷発注では  
**著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意**しましょう！

【官公需における印刷発注の問題】



納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

官公需法に基づく「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成29年7月25日閣議決定）を改定しました！

「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」  
 （知的財産権の取り扱いの明記）  
 国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該**知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にする**よう努めるものとする。また、当該**知的財産権の財産的価値について十分に留意**した契約内容とするように努めるものとする。（※改定により下線部を追記）

問合せ：中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669（官公需班）

## 全国ではこんな事例があります！

### 著作権の二次的活用



愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を**二次的活用**しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、**行政目的で利用することも可能**としています。

### 受発注者の意見交換や検討委員会の設置

発注側である契約担当者や受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて**意見交換**を行う機会を設けている自治体が数多くあります。

また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした**検討委員会**等を設置している自治体もあります。

### 調達に係る内部マニュアルの作成

経済産業省では、印刷物の調達事務について、担当者向けの**内部マニュアル**を策定し、このマニュアルに基づき調達手続きを進めることで、**著作権の取り扱いの適正化**を図っています。

問合せ：経済産業省コンテンツ産業課 ☎03-3501-9537（印刷担当）

## 官公需施策体系図

中小企業基本方針（中小企業基本法）（P9. ①参照）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）

## 官公需施策の推進

契約の基本方針の作成・公表（官公需法第4条）  
 国等の各機関が契約の方針を作成する際の基本的事項  
 （P9. ②参照）

【地方公共団体】  
 （中小企業基本法第6・官公需法第8条）  
 国の施策に準じた施策を講じる

【国等の各機関】  
 （官公需法第5条、第6条）  
 各省各庁及び公庫等

毎年度「契約の方針」を作成・公表  
 （P9. ③参照）

契約の方針に基づき、措置の実施  
 （P9. ④参照）

契約実績の取りまとめ、経済産業大臣への通知、公表

経済産業大臣等は  
 各省大臣に  
 受注機会増大に  
 必要な設置要請  
 （官公需法第7条）

### 地方公共団体の責務・施策についての法律

#### 中小企業基本法 第6条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）第8条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

## 中小企業者の受注機会増大に関する法律等

### ① 中小企業基本法

(国等からの受注機会の増大)

第23条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。



### ② 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等)

第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。



### ③ 平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。



### ④ 「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

経済産業省 平成29年7月25日付

経済産業大臣 発 各都道府県知事・全市町村の長及び東京都特別区の長 あて文書

(前略) 貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

記

#### 1. 知的財産権の取扱いの明記【基本方針 第2「4」関係】

従前から知的財産権の取り扱いについて「書面をもって明確にする」ことが明記されていたが、これについて更なる周知徹底を図るとともに、知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めること。(後略)

文書全文については下記参照

各都道府県知事あて

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunsho/29todouhukuken.pdf>

全市町村の長及び東京都特別区の長あて

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunsho/29seireishi.pdf>

## 知的財産権以外の官公需契約の取り組み

### (1) ダンピング防止策への取り組み

「基本方針」では、ダンピング防止策として「低入札価格調査制度」、「最低制限価格制度」等の適切な活用促進を求めています。

さらに28年の「基本方針」より、「官公需法では、印刷について、官公需法の運用においては、全て物件と区分しているところ、地方自治法施行令第167条の10に規定する「製造その他の請負」に該当する役務については、これら制度の対象となり得ることを付言いたします。」としており、印刷請負契約に「最低制限価格制度」の導入が可能であるとの解説が付記されました。

全工連及び各都道府県工組では最低制限価格制度の導入を働きかけていて、これまで25都道県で実施・試行がされています。ダンピング防止と地域経済の健全な発展のため、すべての地域での最低制限価格制度導入が期待されるところです。

**(事 例)** 宮城県では印刷物の入札でダンピングが疑われるような著しく安価な入札が見受けられたことから、ダンピング入札を抑制し、適正な業務の履行と品質の確保を図るため、平成22年3月から競争入札により発注する設計額が160万円を超える印刷物（公募型指名競争入札の場合は、予定価格が50万円以上160万円以下の印刷物）において低入札価格調査制度（数値的判断基準）を導入しています。

### (2) 適正な予定価格積算への取り組み

「基本方針」には、ダンピング防止策の解説として『予定価格の作成に当たっては、過去の契約価格のみを参考にすることは厳に避け、「積算資料」「月間物価資料」といった定期刊行物の最新号による積算や複数の参考見積もりに基づく予定価格の作成が期待され、(中略)燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に、最新の実勢価格や需給状況(例えば季節要因など)等を考慮するよう努めるものとしています。』と予定価格の作成、実勢価格の考慮について、過去の契約価格のみを参考にしないよう厳重な注意喚起をしています。

地域経済の健全な発展のため、地方自治体ごとの適正な予定価格積算への取り組みが期待されることです。

**(事 例)** 新潟県印刷工業組合では印刷物発注について、発注者が適正な仕様書、見積書を作成するという課題に対応するための組織「新潟県印刷技術センター」(<http://www.niigata-printing.or.jp/center/>)を設置し、県や市からの印刷に関する相談に応じています。

### (3) 地元優先発注への取り組み

官公需における地元優先発注の試みは多くの地方自治体で行われています。入札参加資格申請時に、地方税納付の証明書類や自社印刷設備の概要届けの提出を求める等、地方自治体管内の企業（支社等を含む）であることの証明や印刷会社として設備を保有していることの証明を求める等の多くの取り組み事例があります。地域内事業者の受注機会の増大は、地域経済の活性化や雇用の維持・拡大に繋がり、地方創生にも寄与することとなります。

(事 例) 愛知県では予定価格 250 万円以下の印刷調達について、県内に本店を有し、原則、自社の印刷機を使用し県内で全工程を行うことを条件に少額随意契約を締結しています。

(事 例) 秋田県では印刷物の発注は、「自社印刷」を条件としています。「自社印刷」とは、主な営業内容を印刷業としている資格登録業者が、自社工場の印刷機械設備等により、印刷から製本までの製造工程を完結させ、納入することで、秋田県内に本社を有する印刷業登録業者には、自社印刷が可能か審査するための補助資料として印刷設備調査票の提出を求めています。さらに、契約書の特別契約条項に「委任及び下請負の禁止」条項を設け、上記の「自社印刷」を満たさない業者又は他の理由により、受注した印刷物を下請負等に付すことを禁止（ただし、あらかじめ、承諾を得た場合はこの限りでない）しています。

(事 例) 山口県下関市では印刷調達について、市内に本社・本店を有し、印刷の全体・主たる部分の外注を禁止することを条件に地元企業への優先発注を実施しています。

#### ■官公需についての問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課（印刷業所掌） 電話：03-3501-9537

中小企業庁事業環境部取引課 電話：03-3501-1669

官公需総合相談センター（各都道府県の中小企業団体中央会内に設置されています）

#### 【参考資料】

FAQ「官公需について」([http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq14\\_kankouju.htm#q1](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq14_kankouju.htm#q1)) 中小企業庁

「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2017/170914kannkoujyu.pdf>) 中小企業庁

平成 29 年度官公需確保対策地方推進協議会資料 経済産業省／中小企業庁

